



# 埼玉県報

第 3026 号  
平成 30 年(2018 年)  
8 月 7 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 電子入札共同システムヘルプデスク業務委託に関する落札者等の公示（入札審査課）
- 越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価公聴会（環境政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

電子入札共同システムヘルプデスク業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15  
番1号

3 落札者を決定した日

平成30年6月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社K S K 東京都稲城市百村1625番地2

5 落札金額

97,161,120円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年4月20日

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十五号

越谷市の区域内において行われる越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書について、次のとおり公聴会を開催する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 件名

越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価公聴会

#### 二 日時及び場所

ア 平成三十年八月二十日（月）十九時から二十時まで

さいたま市美園公民館 講座室

イ 平成三十年八月二十一日（火）十九時から二十時まで

川口市戸塚環境センター 二階研修室

ウ 平成三十年八月二十二日（水）十九時から二十時まで

越谷市荻島地区センター 学習室B

#### 三 計画等作成者の氏名及び住所

越谷市長 高橋 努

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号

#### 四 意見を聴こうとする事項

越谷荻島地域整備基本構想に係る戦略的環境影響評価報告書についての環境保全と創造の見地からの意見

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）

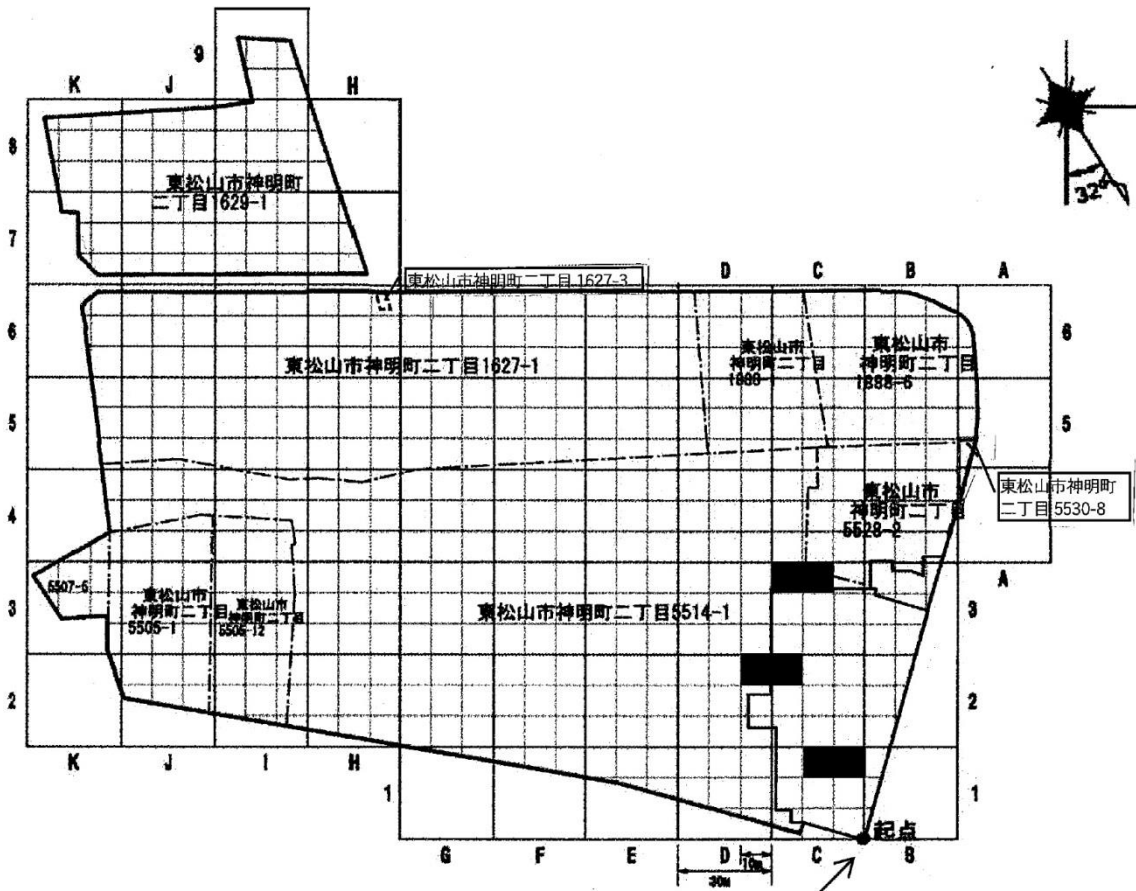
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

#### 三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



■ 要措置区域に指定する区画  
 総面積 600m<sup>2</sup>

【起点】  
 起点は、神明町二丁目  
 5514-1 の最北端とした。

【格子の回転角度】  
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間  
 隔で引いた線を右に 32°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十七号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人康麗会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	平成三十年七月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第八百七十八号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年八月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団協友会越谷誠和病院	埼玉県越谷市谷中町四丁目二十五番地五	平成三十三年二月二十七日



## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十九号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

#### 二 作業種類

公共測量（水準測量）

#### 三 作業地域

羽生市

#### 四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（水準測量）

### 三 作業地域

加須市

### 四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（水準測量）

### 三 作業地域

久喜市、加須市、羽生市

### 四 作業期間

平成三十年七月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十二号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

伊奈町

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量座標補正）

### 三 作業地域

北足立郡伊奈町北部地区

### 四 作業期間

平成三十年八月六日から平成三十一年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第八百八十三号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

幸手市全域

### 四 作業期間

平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十日まで